

滋賀 DC 旅行商品造成・プロモーション支援事業補助金 募集要領

事業の目的

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）では、滋賀デスティネーションキャンペーン（以下「滋賀DC」という。）プレキャンペーンに向けて、本県への誘客促進、県内周遊促進および観光消費の拡大を図るため、旅行業者が実施する滋賀DCに関連する旅行商品の造成およびその販売促進を目的としたプロモーションに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、この補助金は、国の「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施するものです。

滋賀デスティネーションキャンペーンプレキャンペーン実施期間

令和8年10月1日（木）～12月31日（木）

申請受付期間

令和8年6月22日（月）9時00分～7月23日（木）17時00分

※申請は先着順に受け付けます。

※申請書類に不足または不備がある場合は、当該不足または不備が解消され、協議会が受理した時点をもって受付順を判断します。

※申請受付期間内であっても、補助金の申請額が予算額に達した場合は、募集を締め切る場合があります。

補助対象者

・日本国内において旅行業法に基づく第一種または第二種の旅行業を営む事業者

補助対象事業および要件

補助対象となる事業は、滋賀DCプレキャンペーンに向けて造成する旅行商品および当該旅行商品の販売促進を目的として実施するプロモーションであって、以下の【A】および【B】の要件をいずれも満たすものとします。

【A】旅行商品の造成

以下の要件をすべて満たす「滋賀DC特別旅行商品」を1商品以上造成すること。「滋賀DC特別旅行商品」もしくは以下の要件のうち⑦を除く要件をすべて満たす「滋賀DC関連旅行商品」の合計が5商品以上となるように造成すること。

【要件】

- ①当該旅行商品は、滋賀DCプレキャンペーンに向けて新規に造成、または既存商品の内容を拡充・改良したものであること。
- ②当該旅行商品の設定期間が滋賀DCプレキャンペーン実施期間内であり、原則として当該期間内に催行されるものであること。
- ③次のいずれかに該当すること。
 - ア 協議会が別に定める滋賀DCプレキャンペーン特別コンテンツを活用すること。
 - イ 滋賀DCプレキャンペーンに向けた限定企画、特別体験、特典付与その他これに準ずる内容を含むこと。
- ④商品名、商品紹介欄等に滋賀DCロゴまたはキャッチフレーズを使用すること。
- ⑤滋賀県内に1泊以上宿泊すること。
- ⑥旅行日程全体において、滋賀県内での宿泊および観光（飲食、体験、観光施設等の利用）が主要な構成を占めること。
- ⑦滋賀県への往路または復路において、山陽新幹線、東海道新幹線または北陸新幹線を利用すること。

【留意事項】

造成する旅行商品は、同一コースの宿泊施設違い、出発日違い、料金違いその他実質的に同一旅行行程と認められるものは、別商品として取り扱わない。

【B】プロモーションの実施

上記【A】で造成する商品の販売促進を目的とし、次に掲げる方法のうち、①または②のいずれかを含み、2つ以上の方法によりプロモーションを実施すること。

【実施方法】

- ①自社サイト等における特設ウェブページの制作・公開
- ②旅行予約サイト（OTA）等の外部媒体における特集ページの掲載
- ③ウェブ広告、SNS広告、メール配信等、当該旅行商品または特設ウェブページ等への誘導を目的として実施するもの
- ④パンフレット、チラシ、ポスターその他紙媒体の制作または掲載により、当該旅行商品または特設ウェブページ等への誘導を目的として実施するもの
- ⑤その他、協議会が適当と認めるもの

補助対象経費

・特設ウェブページ、ランディングページ、バナー、画像、動画、記事コンテンツ等の制作に要する経費

- ・ウェブ広告、SNS広告、検索連動型広告、ディスプレイ広告、動画広告、メール広告等の配信または掲載に要する経費
- ・旅行予約サイト、OTA、旅行情報サイトその他外部媒体における特集ページ掲載、記事広告掲載、広告枠掲載等に要する経費
- ・パンフレット、チラシ、ポスターその他紙媒体の制作、印刷、発送または設置に要する経費
- ・補助対象事業の実施に必要なデザイン、原稿作成、撮影、編集、翻訳、校正、広告運用、ページ制作等の外部委託に要する経費
- ・滋賀DCプレキャンペーンに向けた特別企画、特別体験、特別運行その他旅行商品の高付加価値化に直接必要な経費
- ・その他、協議会が補助対象事業の実施に必要かつ適当と認める経費

補助対象外経費

- ・補助対象事業者または補助事業者における社内人件費、通常の営業活動に係る経費および一般管理費
- ・汎用性の高い備品、機器、ソフトウェア等の購入費
- ・振込手数料、代引手数料その他これらに類する手数料
- ・公租公課、消費税および地方消費税
- ・他の補助金、助成金その他これらに類する交付金を活用する経費
- ・交付決定前に発注、契約、着手または支出した経費
- ・補助対象期間内に実施されない事業に係る経費
- ・実績報告書の提出期限までに支払いが完了していない経費
- ・本事業に直接関係のない経費
- ・その他協議会が補助対象経費として不適当と認める経費

補助対象期間

交付決定日～令和8年12月31日（木）

※補助対象経費に係る支払いは、令和9年1月29日（金）までに完了すること。

※交付決定前に発注、契約、着手または支出した経費は、いかなる場合も補助対象となりません。

補助額および補助率

・補助率：10／10

・補助上限額：

5商品以上 10商品未満 I 事業あたり100万円

10商品以上 I 事業あたり200万円

※造成・掲載商品数とは、特設ウェブページまたは特集ページに掲載する滋賀DC特別旅行商品および滋賀DC関連旅行商品の合計数をいいます。

※Ⅰ事業とは、本要領に定める補助対象事業の要件を満たす旅行商品の造成【A】とプロモーション【B】の一連の取組を指します。

※Ⅰ事業者あたりの補助金交付額は 200 万円を上限とし、Ⅰ事業者につき2件まで申請することができます。

※同一または実質的に同一と認められる旅行商品および販売促進の取組を、複数の事業に分割して申請することはできません。

※申請額の全額交付を保証するものではありません。

※1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

※国、地方公共団体その他団体から補助金、助成金その他これらに類する交付金を受ける経費については、本補助金の対象としません。

※消費税および地方消費税は、補助対象経費に含めないものとします。

申請書類の提出方法

・電子申請（メール）にて提出

E-mail: yamada@biwako-visitors.jp

件 名：滋賀 DC 旅行商品造成・プロモーション支援事業補助金_事業者名

提出書類

- (1) 滋賀DC旅行商品造成・プロモーション支援事業補助金交付申請書（様式第Ⅰ号）
- (2) 事業計画書（様式第Ⅰ号別紙）
- (3) 造成する旅行商品の内容が分かる資料（旅程等）※任意
- (4) 補助対象経費の積算根拠が分かる見積書、料金表その他これに類する資料
- (5) 旅行業登録を確認できる書類の写し
- (6) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第4号）
- (7) その他協議会が必要と認める書類

交付申請の審査および交付決定

- ・申請された事業は、協議会にて審査を行い、補助事業として適切と認める場合は、補助対象経費のうち必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内で交付決定を行います。
- ・交付決定までに通常要すべき標準的な処理期間は、申請書を受け付けた日から14日以内とします。

交付決定後の手続き

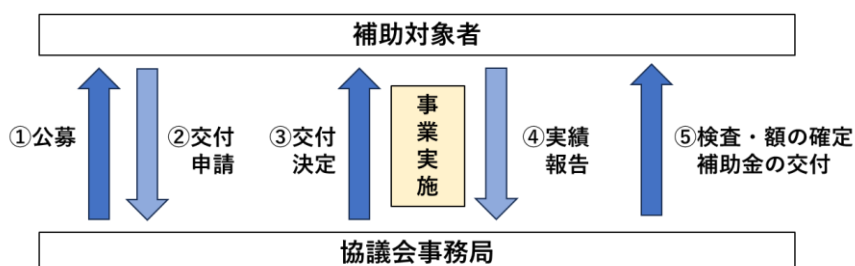
- ・交付決定を受けた後に、補助事業の内容を変更、中止または廃止しようとする場合は、滋賀DC旅行商品造成・プロモーション支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、会長の承認を受けてください。

- ・ただし、事業内容を変更する場合において、事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽微な変更をしようとする場合を除きます。
- ・補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日、または令和9年1月29日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書兼補助金交付請求書（様式第3号）を提出してください。
- ・実績報告の内容を審査し、補助事業の結果が交付決定の内容、変更承認を受けた場合はその承認内容、およびこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額を確定し、補助金を支払います。
- ・補助金は、額の確定日の翌月末、または令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに支払います。

注意事項

- ・申請書類到着後、3営業日以内に事務局から到着確認の連絡をいたします。
- ・メールの到達日時をもって直ちに受付日時とするものではありません。
- ・提出書類に不足または不備がある場合は、当該不足または不備が解消され、協議会が受理した日時を受付日時とします。
- ・本事業は、提出書類がすべて整い、協議会が受理したものから先着順に審査します。
- ・申請受付期間内であっても、補助金の申請額が予算額に達した場合は、受付を終了する場合があります。
- ・受付完了または申請受理は、補助金の交付決定を保証するものではありません。
- ・補助対象経費であっても、審査の結果、必要性または妥当性が認められない経費は、補助対象外となる場合があります。
- ・交付決定は、申請された補助対象経費の全額について補助金の交付を保証するものではありません。
- ・予算残額を超える申請があった場合は、予算残額の範囲内で交付決定します。ただし、減額後の事業計画が補助対象事業の要件を満たさない場合、または協議会が事業の実施が困難であると認める場合は、交付決定を行わないことがあります。
- ・交付決定前に発注、契約、着手または支出した経費は、いかなる場合も補助対象となりません。
- ・国、地方公共団体その他団体から補助金、助成金その他これらに類する交付金を受ける経費については、本補助金の対象となりません。

手続きの流れ



お問合せ(提出)先

〒520-8577

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局 担当:山田

電話番号:077-528-3742(土日祝日を除く 9 時から 17 時まで)

E-mail:yamada@biwako-visitors.jp